

指定訪問介護等重要事項説明書

ご利用者様に対して訪問サービスを提供するにあたり、東京都条例および介護予防・日常生活支援事業実施要綱の規定に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことなどの重要事項を次に説明します。

目 次

- 事業者（法人）の概要
- 事業所の概要
- 事業の目的と運営の方針
- 提供するサービスの内容
- 事業所営業日時
- 事業所の職員体制
- サービス提供責任者
- サービスの主な内容
- 利用料金
- 緊急時の対応方法
- 事故発生時の対応
- 虐待防止のための措置、身体拘束の適正化、業務継続計画の策定等
- サービス内容に関する苦情
- サービスの利用にあたっての留意事項

1. 事業者（法人）の概要

| | |
|------------|---------------------------------|
| 事業者（法人）の名称 | 株式会社ケアサークル恵愛 |
| 主たる事務所の所在地 | 〒140-0014 東京都品川区大井6丁目10番1号 後町ビル |
| 代表者（職名・氏名） | 代表取締役 長崎 雄太 |
| 設立年月日 | 昭和55年6月27日 |
| 電話番号 | 03-3771-6767 |

2. 事業所の概要

| | | |
|-------------|-------------------------|------------|
| ご利用事業所の名称 | 品川区ヘルパーステーション中延 | |
| サービスの種類 | 訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業 | |
| 事業所の所在地 | 〒142-0053 東京都品川区中延6-8-8 | |
| 電話番号 | 03-5702-9037 | |
| 指定年月日・事業所番号 | 平成19年8月1日指定 | 1370902825 |
| 管理者の氏名 | 深瀬 美帆 | |
| 通常の事業の実施地域 | 品川区 | |

3. 事業の目的と運営の方針

| | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 要介護または要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保および向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスを提供することを目的とします。 |
| 運営の方針 | 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令およびこの契約の定めに基づき、関係する区市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。 |

4. 提供するサービスの内容

訪問介護または介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスは、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

| | |
|---------------------|--|
| ① 身体介護 | 利用者の身体に直接接觸して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など |
| ② 生活援助 | 家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買物、薬の受取り、衣服の整理など |
| ③ 通院等のための乗車または降車の介助 | 通院や外出のため、訪問介護員等が運転する車両への乗車または降車の介助とあわせて、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助や、通院先もしくは外出先での受診等の手続きや移動等の介助を行います。 (ただし、介護予防・日常生活支援総合事業については、当該サービスは対象外です。) |

5. 事業所営業日時

| | |
|------|--|
| 営業日 | 月曜日から土曜日まで 年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。 |
| 営業時間 | 午前9時から午後6時まで |

6. 事業所の職員体制

| 従業者の職種 | 勤務の形態・人数 | |
|-----------------|----------|--------|
| 介護福祉士、実務者研修修了以上 | 常勤 4人、 | 非常勤 0人 |
| 介護職員初任者研修課程 修了者 | 常勤 0人、 | 非常勤 5人 |

7. サービス提供責任者

| | | | |
|-------|-------|-------|---------|
| 大北 千絵 | 袴田 末佳 | 深瀬 美帆 | 普天間 ユミ子 |
|-------|-------|-------|---------|

8. サービスの主な内容

(1) 身体介護

| | |
|------|---|
| 食事介護 | 食事のための場所確保・食事姿勢の確保・配膳・食事の見守り・摂食・食後の歯磨き・下膳 |
| 入浴介護 | 全身入浴・シャワー浴・部分浴（手浴・足浴・陰部浴・洗髪）・脱衣・着衣・浴室～居室への移動・ 洗体・整髪・水分補給・後始末（洗濯は含まず） |
| 通院介助 | 歩行介助・車椅子介助における同行外出（病院等の通院・院内の移動等の介助等） |
| 排泄介助 | トイレ誘導、オムツ交換等 |

(2) 生活援助

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 調理 | 一般的な調理（きざみ食・流動食は含まず）・配膳・後片付けのみ |
| 衣類の洗濯 | 洗濯機または手洗いによる洗濯・洗濯物の乾燥（物干し）洗濯物の取入と収納 |
| 買物 | 日常品等の買い物 |
| 掃除 | 居室内やお風呂場・トイレ・卓上等の清掃・ゴミ出し・後片付け・布団干し |

(3) 介護に関するご相談にサービス提供責任者がお受けします。

9. 利用料金

(1) 介護保険法に基づく訪問介護または介護予防・日常生活支援総合事業による

訪問サービスをご利用の場合は、「重要事項説明書（別紙）」のとおりです。

(2) 交通費

前記2の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、当事業所の従業者（ホームヘルパー）がお伺いするための交通費の実費が必要です。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合には、至急ご連絡ください。ただし、体調の急変などやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。また、介護予防・日常生活支援総合事業は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。

| キャンセルの通達時期 | キャンセル料 |
|---------------------------|--------|
| 利用予定日の前日午後5時までに連絡をいただいた場合 | 無料 |
| 利用予定日の前日午後5時以降の場合 | 2,086円 |

(4) その他の費用

- ① お客様の住まいでのサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担となります
- ② 記録の複写費
サービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。
ただし、複写が必要な際には、実費として1枚につき10円いただきます。

(5) お支払方法

ご利用料金は、1か月ごとに計算し、翌々月4日(休日の場合は翌営業日)に指定の口座からの引き落としとさせていただきます。

お支払いを確認いたしましたら、領収証を次月ご請求時に発行します。

10. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、速やかに下記主治医およびご家族等へ連絡する他必要な措置を講じます。

| | | |
|----------------|-------------|--|
| 利用者の主治医 | 医療機関の名称 | |
| | 氏名 | |
| | 電話番号 | |
| 緊急連絡先 (家族等) | 氏名(利用者との続柄) | |
| | 電話番号 | |

11. 事故発生時の対応

サービス提供中になんらかの事故等が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員または地域包括支援センター) および市区町村等へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

12. (虐待の防止のための措置)

事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は直ちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

- ・事業所は虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を行う。
- ・虐待の防止のための指針の整備を行う。
- ・事業所は虐待防止の為の研修を定期的に行う。

(身体拘束の適正化)

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。

ただし、緊急やむを得ない場合に限り、身体拘束を行うことがあります。この場合、事前に利用者およびそのご家族に対して十分な説明を行い、同意を得ることとします。さらに、拘束の実施状況、拘束時間、利用者の心身の状態、及び拘束が必要となった緊急の理由については、詳細に記録を行います。

- (1) 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者または他者の生命・身体に危険が及ぶおそれがある場合。
- (2) 非代替性：身体拘束以外の方法では、利用者または他者の生命・身体に対する危険を防ぐことができない場合。
- (3) 一時性：利用者または他者の生命・身体に対する危険が解消された場合、直ちに身体拘束を解除する。

(業務継続計画の策定等)

- ・事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ・事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- ・事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 3. サービス内容に関する苦情

- (1) 当社お客さま相談・苦情担当（月曜～土曜日 午前9時～午後6時）
担当 深瀬 美帆（フカセ ミホ） 電話 03-5702-9037
- (2) お住まいの市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
品川区
品川区の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
担当 高齢者福祉課支援調整係 電話 03-5742-6728
- (3) 東京都国民保健団体連合会
東京都国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
相談窓口担当 電話 03-6238-0177（相談・苦情受付専用）

1 4. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは以下のとおりです。

- (1) サービス提供時、訪問介護員等は以下の行為は行うことができません。あらかじめご了承ください。
 - ① 医療行為および医療補助行為
 - ② 金融機関での預貯金の入出金、金銭の貸借等決められた業務外での金銭の取扱い
 - ③ ご本人以外へのサービス提供等
- (2) 事業所および職員へのお心遣い、訪問介護員等への飲食物や品物の提供等お断りいたします。

令和 年 月 日

利用者に対して本書面に基づいて訪問介護または介護予防・日常生活支援事業に関する重要事項と別紙にある料金表について説明しました。

事業者

所在地 東京都品川区大井6丁目10番1号 後町ビル
名称 株式会社ケアサークル恵愛
品川区ヘルパーステーション中延

説明者 氏名 _____ 印 _____

利用者に対して本書面に基づいて訪問介護または介護予防・日常生活支援事業に関する重要事項と別紙の料金表について説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印 _____